

医療費控除を申告する方のみ提出してください

《次の方は提出する必要がありません》

- ・前年中の収入がない場合又は前年中の収入が少額等で住民税が非課税となる場合(※)
- ・算出した医療費(右下の差引金額)が①10万円または②総所得金額等の5%のいずれか低い額を超えない場合

(※)詳細は別紙「令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税の概要」をご参照ください。

令和8年度 特別区民税・都民税 医療費控除の明細書

※この明細書には令和7年1月から令和7年12月までの内容を記入してください

氏 名

1 医療費通知に関する事項

健康保険組合等が発行する「医療費通知」等がある場合は右記(1)(2)を記入してその通知を添付してください。

医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものです。

- ①被保険者等の氏名 ②医療を受けた年月 ③医療を受けた者
④医療を受けた病院・薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知のうち、その 年中に実際に支払った医療 費の額(健康保険適用後の額)	(2) (1)のうち生命保険 や社会保険などで補て んされる金額
㊦ 円	㊧ 円

2 医療費(上記1の通知以外)の明細

医療を受けた方それぞれについて、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入いただいてもかまいません。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)支払った医療費の額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		円	円
合 計		㊦	㊧

医療費の合計	A欄	(㉗ + ㉘)	B欄	(㉙ + ㉚)
		円		円

A欄・B欄をそれぞれ特別区民税・都民税申告書の
該当欄に転記してください。

医療費 明細書添付	支払金額 (A)	円	補てんされる金額 (B)	円	差引金額 (A－B)	円

- この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることはできません。また、医療費控除を申告された後で、セルフメディケーション税制に変更することはできません。

医療費の領収書（又はレシート）は、提出せずにご自身で5年間保存してください。

「医療費控除の明細書」の記載要領

1 医療費通知に関する事項

(1) 「医療費通知のうち、その年中に実際に支払った医療費の額（健康保険適用後の額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。医療費通知が複数ある場合は、その全てを合計した額を記入します。

※1 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

※2 医療費通知に記載された額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(2) 「(1)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引く必要はありません。

2 医療費(上記1以外)の明細

その年中に自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

○記入例

医療を受けた方の氏名を記入します。

医療を受けた病院や、医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

医療費控除の対象となる金額を記入します。「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)支払った医療費の額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
荒川 太郎	〇〇病院	36,000 円	12,000 円
荒川 太郎	交通費(〇〇電鉄、〇〇バス)	720 円	0 円
荒川 花子	〇〇薬局	5,800 円	0 円

上記1(2)と同様です。

3 よくあるご質問

Q1 タクシー代は、医療費控除の対象になりますか。

A1 タクシー代については、一般的には医療費控除の対象となりません。ただし、病状からみて急を要する場合や、電車、バス等の利用ができない場合には、医療費控除の対象となります。

Q2 予防接種の費用は、医療費控除の対象になりますか。

A2 疾病の予防のための費用は、医療費控除の対象とはなりません。

Q3 人間ドック・健康診断等の費用は医療費控除の対象になりますか。

A3 人間ドックや健康診断(以下「健康診断等」といいます)の費用は、疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象とはなりません。しかし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、その診断等に引き続いてその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等は治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その健康診断等のための費用も医療費控除の対象となります。

Q4 薬局などで市販されているかぜ薬などの医薬品は、医療費控除の対象になりますか。

A4 治療や療養に必要なものであって、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医師の処方や指示がなくても医療費控除の対象となります。